

議題	基準諮問会議からの報告
項目	議事要旨 1 (テーマ提言)

(議事要旨 1) テーマ提言について

今回の基準諮問会議に寄せられた「株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について」、テーマ提案者である日本公認会計士協会の藤本委員より、テーマ提案の背景及び提案内容について説明がなされた。

その後、事務局の宗延専門研究員より、以下のとおり、会計基準レベルと実務対応レベルに分けた上で、次回以降の基準諮問会議で審議したい旨の説明が行われた。

テーマの内容	レベル及び対応
(1) いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発	実務対応レベルとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼する。
(2) 現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準の開発	会計基準レベルとして(3)と合わせて事務局において論点整理を行う。
(3) インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発	会計基準レベルとして事務局において論点整理を行う。

これに対し、基準諮問会議委員より、以下の意見が聞かれた。

(1) いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発について

- 改正会社法が施行されてから半年が経過し、実績が出てきたため、検討を開始するタイミングとして適当であると考ええる。
- 2021 年の改正会社法の施行後も現物出資構成による取引が多数派であり、無償交付の取引と比較して同様の経済実態で異なる会計処理等が行われている場合には、基準開発の必要性があると考ええる。なお、2021 年の改訂コーポレートガバナンス・コードでも、経営者の報酬について、株式報酬と現金報酬の最適割合を検討すべきである点が指摘されているように、株式報酬の重要性は増していると考えられる。
- 適時開示では 800 社超の企業が採用しているとのことだが、会計基準が整備されていないことによる実際の影響も踏まえて検討して頂きたい。
- 現状、多くの企業が採用する会計処理が実務において定着した後にそれと異なる会計処理が定められた場合、実務への影響が大きくなると考えられるため、早めの検討を行うことが望ましいと考える。

(2) 現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準及び(3) インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発について

- 報酬については、企業価値創造という観点で非常に重要なテーマであるが、一方で費用計上方法や資本会計の検討など、会計の論点としては非常に難易度の高いものであると考える。そのため、実務上のニーズや緊急性、国際的な会計基準との整合性を考慮し、まずは事務局で整理をするということが良いのではないか。
- 国際的な会計基準との整合性の観点で金融商品やリースといった基準開発が行われており、また、国際的な議論における意見発信も必要となる中で、リソースが限られていることを踏まえて本テーマへの対応を検討する必要があると考える。
- 3つの提案についてまずは、現物出資構成による取引について対応し、その後残りの2つについてはリソースを見ながら、検討する時期を決めるという対応もあるのではないか。
- 多くの企業で株式報酬制度の導入が進んでおり、今後は業績連動の要素を取り入れるなどより実効性を高めるステージになっていくと考えられる。そのような状況の中で、会計基準の未整備から制度設計の制約となったり、実務に会計処理の多様性が生まれたりすることは、コーポレートガバナンスの観点からも問題があると考えており、検討を行うことについて賛成である。
- インセンティブ報酬は役員だけでなく従業員にも付与されていくことになると考えており、包括的な会計基準は必要と考える。また、リソースの制約は理解するが、株式報酬も現在進行中の問題であり、今から取り組むべき論点であると考えている。
- 会計基準レベルのものということで時間はかかることは認識しているが、株式報酬取引は今後も増えていくと考えられ、可能な限り早めの検討を行うことが望ましいと考える。

これらの意見を受け、議長より、事務局の対応案どおり、進める旨の発言がなされた。

以 上